

亀山市公告第9号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
第35条第3項の規定に基づく犬・猫の引取り及び同法第36条第
2項の規定に基づく負傷動物の収容について通知があったので公告
する。

平成29年2月6日

亀山市長 櫻井義之

1 抑留した動物の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
猫（雑種）	茶白	雄	中	91日以上	首輪なし

2 抑留した日

平成29年1月31日

3 抑留した場所

亀山市北鹿島町

4 抑留期限

平成29年2月7日

5 連絡先

亀山市環境産業部環境保全室（電話0595-82-8081）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課（電話059-382-8674）